



2022年10月14日

各 位

会 社 名 プ リ ン ト ネ ッ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 田 原 洋 一
(コード番号：7805 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 赤 江 地 衣
(TEL. 050-3734-6495)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月14日開催の取締役会において、2022年11月24日開催予定の第37期定時株主総会において、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の追加

今後の経営多角化に伴い、当社の事業目的に新規事業を追加するものであります。

(2) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、コロナウイルスをはじめとする感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、招集に係る規定を変更するものであります。

なお、本定款変更に関しては、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令の定めに基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件としております。

(3) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款の変更内容

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～4 (条文省略)</p> <p><u>5. 上記に付帯する一切の業務</u> (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり) 1～4 (現行どおり)</p> <p><u>5. 飲食店の経営</u> <u>6. 旅館・ホテルその他宿泊施設の経営</u> <u>7. 調剤薬局(ドラッグストア)の経営</u> <u>8. シミュレーションゴルフの経営</u> <u>9. 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の経営</u> <u>10. 菓子屋(小売、卸売、ネット販売)の経営</u> <u>11. 上記に付帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u> 第1条 第12条の変更は、経済産業省令・法務省令で</p>

(新設)	<p><u>定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>なお、本条は、効力発生日をもって、これを削除する。</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。</u></p>
------	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年11月24日(木)

定款変更の効力発生日：2022年11月24日(木)

以上